

憲法第九条の定める戦力の不保持と集団的自衛権行使との矛盾に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年九月二十五日

小西洋之

参議院議長山崎正昭殿

憲法第九条の定める戦力の不保持と集団的自衛権行使との矛盾に関する質問主意書

憲法第九条第二項は戦力の不保持を定めているが、他国防衛をその実質として有する、安倍内閣が容認した限定的な集団的自衛権行使は、この明文規定と矛盾するのではないか。平成二十六年七月一日の閣議決定以前の政府の憲法第九条の解釈が戦力の不保持の規定と矛盾しないとする見解との関係を踏まえつつ、詳細に示されたい。

右質問する。

